

校則（生活のきまり）の見直しの流れと体制

瀬田北中学校 令和5年8月

※令和5年度の場合は③から行う。

※「みらい会議」とは、管理職、生徒指導主事、教育相談主任、特別支援コーディネーター、別室加配教員、子ども支援コーディネーターがメンバーで、全校的な課題を話し合う組織のこと。

① 4月当初、校則についての学活を教員が行う。

※内容は、どのような校則があるのか、なぜ校則が必要なのか、

瀬田北中の当たり前、瀬田北中の生活の約束（生徒心得）を確認する。

② 6月末までに校則見直しが必要な意見を集約する。

- ・生徒・・・・・・・・目安箱(またはアンケート)→生徒会→みらい会議
- ・教員・・・・・・・・教員→学年生徒指導→生徒指導部会→みらい会議

③ 生徒会の意見と教員から出た意見をみらい会議で検討し、職員会議で9月および10月の学活で話し合う内容を決定する。

- ・必要があれば、保護者、生徒に生徒指導通信「長沢川」で内容を周知する。

④ 9月または10月頃、みらい会議と生徒会が連携し、改正について学級で話し合い、意見を集める。

- ・生徒会との連携は、生徒主催のいじめ防止授業企画時のような形態で行う。

⑤ 集めた意見をみらい会議で検討し、改正する必要がある場合は、提案、職員会議で協議する。

- ・費用面等に関して保護者から意見を集める必要がある場合はアンケートを行う。

⑥ 結果を周知する。

※学校運営協議会・学校協力者会議等から意見があった場合は、みらい会議で検討し、次年度に引き継ぐ。